

「生産性向上特別措置法に係る先端設備等導入計画」 作成ポイント並びに認定事務説明会開催のご案内

主 催 福知山地域ビジネスサポートセンター（福知山商工会議所・福知山市商工会）

「生産性向上特別措置法に係る先端設備等導入計画」とは、対象事業所が設備投資を通じて労働生産性を向上させるための計画を作成し、市区町村から認定を受ける制度です。計画が認定された事業者等の皆様が要件を満たした設備投資を行った場合、その設備の固定資産税（償却資産）が3年間ゼロ（福知山市の場合）の特例や、補助金の審査において加点措置、信用保証協会の別枠保証を受けることができる制度です。

今回のセミナーでは、設備導入を検討されている事業所等の皆様に、先端設備等導入計画の概要や作成にあたってのポイントを開設するとともに、福知山市における認定事務手続きについて説明いたします。

日 時 平成30年8月10日（金） 13:30～15:30

場 所 サンプラザ万助 （福知山市篠尾新町 3-88 TEL 22-3181）

内 容

第1部：セミナー

テーマ：「生産性向上特別措置法に係る先端設備等導入計画」について

講 師：（一社）大阪中小企業診断士会 中小企業診断士 足立悠平 氏

内 容：①「先端設備等導入計画」の概要ならびに認定のメリット

②「経営力向上計画」との違い

③「先端設備等導入計画」の作成にあたってのポイント

第2部：説明

テーマ：福知山市における「先端設備等導入計画」の認定事務について

説明者：福知山市 産業政策部 産業観光課 担当者

申込方法：以下の申込書に必要事項をご記入の上、下記までFAXにてお申し込みください
お申し込み・お問合せ先：

福知山商工会議所 TEL 22-2108 FAX 23-6530

福知山市商工会 TEL 56-5151 FAX 56-1797

三和支所 TEL 58-3667 FAX 58-4113

夜久野支所 TEL 37-0001 FAX 37-0507

切り取らずに FAX してください

8月10日「生産性向上特別措置法に係る先端設備等導入計画」

作成ポイント並びに認定事務説明会申込書

事業所名		TEL	
受講者名			

※ 参加申込書にご記入いただいた情報は、本セミナーの実施運営、商工会議所からの各種連絡の目的にのみ使用いたします。